第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録	
	電子速記録を	速記録を	
第七十二条	電子速記録	速記録	
	ファイルに記録して	家事審判事件の記録に添付して	
第七十二条及び第七十六条	電子調書	期日調書	
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	

別表第二（第四十六条関係）

第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項	直送	家事事件手続規則第二十六条第一項の直送	
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状	
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ	
第百十六条第三項	電子調書の作成に用いる場合	家事事件手続法第四十六条及び第百十四条第一項の調書（以下「期日調書」という。）への添付	
第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	期日調書	
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ	
第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	

［新設］